

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

平成25年7月21日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成25年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成25年7月4日